令和８年１１月号（令和８年１１月１０日発行）　回覧

けいさつこうほう まえはま

佐渡警察署
Tel 55-0110
小木 駐在所
羽茂 駐在所
赤泊 駐在所
松ヶ崎駐在所
※本署から各駐在に取り次ぎます。

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」月間です

全国的に痛ましい児童虐待事件の発生が後を絶ちません。
児童虐待の発生を予防し、また、早期に発見できるようにするため、児童虐待に高い関心を持ち、虐待から子供を守りましょう。

「児童虐待」って具体的にどんなこと？

○身体的虐待
首を絞める、殴る、蹴る、激しく揺さぶる、熱湯をかける、溺れさせる、タバコの火などを押しつける、逆さ吊りにする、投げ落とすなど

○性的虐待
児童への淫行、児童ポルノの被写体にする、性的行為の強要、性器や性交を見せるなど



○怠慢または拒否（ネグレクト）
乳幼児を家に残したまま外出する、乳幼児を車中に残したままにする、適切な食事を与えない、衣類や室内を不衛生な状態にする、児童に登校の意思があっても登校させないなど

○心理的虐待
言葉による脅し、無視したり拒否的な態度を示す、児童の面前で家族などに対し暴力を振るう、他の兄弟姉妹と著しく差別した扱いなど



「虐待かなぁ」と思ったら連絡を！
～児童相談所全国共通ダイヤル☎１８９（いちはやく）～
お近くの児童相談所につながります



ストーカー・ＤＶは許しません



早期の相談が早期解決につながります！



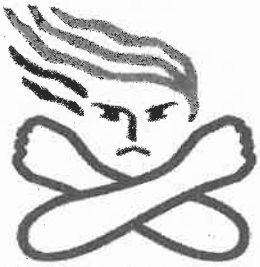
暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に配偶者等からの暴力（ドメスティックバイオレンス：DV）やストーカー行為等女性に対する暴力は、犯罪であるとともに女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで許されるものではありません。

☆　令和８年１１月１２日（木）から１１月２５日（水）までの２週間は、
『女性に対する暴力をなくす運動』
の実施期間です。

☆　ストーカーやDV被害に遭っても、どこに相談して良いか分からず、お困りではありませんか？
ストーカーやDVは犯罪です。
被害がより深刻になる前に最寄りの警察署等にご相談ください。

☆　警察は被害者の安全を最優先とした相談体制を整えています。
被害者の意向を尊重し、
- 加害者の検挙
- 被害者に対する援助
- 加害者への指導・警告

等の措置を講じます。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク